ロ　本人確認及び新法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除く。）の規定による確認に相当する確認（新規則第十二条第一項第一号に規定する方法に相当する方法によるものを除く。）当該他の特定事業者がこれらの確認を行い、かつ、これらの確認に係る本人確認記録及び相当確認記録を保存していることを確認する方法

ハ　新法第四条第一項の規定による確認に相当する確認（新規則第十二条第一項第一号に規定する方法に相当する方法によるもの及びロに掲げる確認を除く。）当該他の特定事業者が当該相当する確認を行い、かつ、当該相当する確認に係る相当確認記録を保存していることを確認する方法

2　前項各号に規定する「目的等確認」とは、顧客等（新法第四条第五項に規定する国等（人格のない社団又は財団を除く。）を除く。）との取引に際し、同条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について新規則第八条、第九条及び第十条第一項に規定する方法（当該顧客等が人格のない社団又は財団である場合にあっては、新法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について新規則第八条及び第九条に規定する方法）により行う確認をいう。

3　新規則第十一条第四項の規定は、第一項各号に定める方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

（改正法附則第二条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新法第四条第一項の規定による確認の方法）

第七条　改正法附則第二条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新法第四条第一項の規定による確認については、新規則第八条、第九条、第十条第一項、第十一条及び第十二条並びに前条の規定を準用する。

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及び株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号の規定に基づき、株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社企業再生支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府、厚生労働省令第四号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第四条第四項第一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　株式会社国際協力銀行

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府、農林水産省令第四号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の施行に伴い、及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第四条第四項第一号の規定に基づき、農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　株式会社国際協力銀行

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

省　令

○財務省令第十四号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

株式会社国際協力銀行法施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　貸付債権等　貸付債権、法第二条第九号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。

二　クレジットデリバティブ取引　当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。